



## 年末調整の準備

### ✧ はじめに

10月中旬の台風が過ぎてからは晴れの日が続  
き、少し肌寒いですが過ごしやすい日々となっ  
ております。皆様方におかれましてはいかが  
お過ごしでしょうか。当事務所は引っ越しを  
して1カ月が経ち、新しい備品が揃い、新  
しいスタッフも慣れてきたように感じます。

さて今回は、毎年恒例、年末調整の記事  
です。まさに毎年耳蝸ですが、タイトルを  
ご覧になって、気持ち新たに頂ければ幸い  
です。

今年は昨年度と比べて変更となったところ  
は、特にございませぬ。例年通り肅々と  
処理をよろしく願います。

### ✧ ワンポイント解説

年末調整の準備

### ✧ 最後に

#### 1. お問い合わせについて

#### 2. スタッフ近況

七五三のお参りに行ってきました。(塘)

## ワンポイント解説

### I. 年末調整の準備

そろそろお手元に年末調整資料が届くころかと思えます。漏れなく、また間違わないために早め早めに手続きを進めていきましょう。

#### ① 扶養控除申告書の配布

まずは従業員さんに扶養控除申告書を配布します。平成 29 年度の扶養控除申告書は、昨年の年末調整時又は中途採用の従業員さんについては入社時に配布しておりますので、この度配布する扶養控除申告書は平成 30 年度分となります。

ここでの注意点は、正確に記載してもらうことと、提出期日を設定してその日までに提出してもらうこと。正確に記載してもらうためには扶養の意味などを理解してもらう必要があります。年末調整時にすべての従業員さんに対して一度に理解してもらうことはなかなか難しいため、やはり入社時に扶養控除申告書をお渡しして、個々に説明しておくことが理想です。提出期日を守ってもらうことについては、参考資料として昨年度の扶養控除申告書のコピーを付けておくと、記載しやすいので提出も進むと思います。

#### ② 保険料控除兼配偶者特別控除申告書の配布

扶養控除申告書と一緒にこちらの申告書も配布します。やはり昨年度分のコピーを参考として添付してあげると提出は促進されるかもしれません。さらに昨年度のものを参考に従業員自身で控除額の計算まで進めてもらうようにしたいところです。

#### ③ 従業員からの回収について

期日を設定しておくことは左記に記載のとおりです。そのときに、遅れて提出されても特別な理由がない場合は受け付けないことをしっかり伝えておくことが肝要です。あとは提出する方が従業員さんにとって得になることを伝えて、提出を促してください。

### II. 年末調整実施

従業員さんが資料を提出してきて、いざ処理を開始しようとするときに多い問題点を記載します。

#### ① 控除証明書がない場合

基本的に控除証明書がないと各種控除は受けることができません。ただ国民年金などは支払った領収書があれば控除ができます。資料提出時付近に支払っていると控除証明書が届きませんので、その場合には提出してもらってください。

控除証明書がない場合は、早めに保険会社等に連絡して再発行を依頼するよう指示して下さい。保険会社の営業担当がわかるときには、先に FAX を会社に入れてもらって、年調処理はそれで済ませておき、後日原本と差替えると処理がスムーズに進みます。

国民健康保険料等は控除証明書が発行されませんので、I.②の保険料控除等申告書に記載された金額で年調処理を行います。金額が不明な従業員さんがいる場合には、従業員本人が住んでいる市町村役場へ電話で問い合わせると教えてくれますので、その方法で確認するようお願いください。最近その方法では教えてくれない役所が増えてきておりますので、やはり日ご

ろからきっちりと収集するか金額を把握しておくことが重要です。

## ② 前職の源泉徴収票がない場合

中途入社の方で平成 29 年中に他事業所での勤務があった方については、その事業所が発行する源泉徴収票が必要になります。ただ、年末調整のタイミングでないと源泉徴収票が出せないという事業所も中にはあり、そうなると自社での年末調整時に処理してあげることができなくなります。そんな場合には次善の策として、前の職場での給与明細で代用することができます。ただし、平成 29 年中の給与明細がそろっていることが条件になります。支給総額から通勤手当を除いた金額（課税支給額）、社会保険料控除額、源泉所得税額を、それぞれ支給月分すべて合計した金額が源泉徴収票に記載される金額になりますので、その金額で年末調整を行って下さい。

## ③ 住宅ローン控除関係書類がない場合

住宅ローン控除を年末調整で行うためには、銀行から発行される住宅ローン借入残高証明書と、「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」(右図)という書類が必要になります。この書類は、住宅ローン控除適用開始初年度に確定申告をすることで税務署から発行される書類になります。書類を紛失してしまっている場合には、控除証明書と同じく再発行の手続きをしてもらってください。そもそも確定申告をしていない場合には、5 年間は遡ることができませんので税務署へ問い合わせてもらってください。

## Ⅲ. マイナンバーについて

昨年度の年末調整から原則必要となったマイナンバー。当事務所では扶養控除申告書には記載せずに、別途管理資料にて収集することを勧めております。扶養控除申告書に記載してしまうと番号法の拘束を受ける書類に該当してしまい、管理が大変になるためです。

平成 25 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者受付印  
(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ)	あなた(本人)の氏名	国税太郎
給与の支払者の所在地(住所)	〇〇区〇〇×-×-×		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-×-×
新築又は購入に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算	増改築等に係る借入金等の計算
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	19,750,000	19,750,000	19,750,000	19,750,000
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	12,500,000	22,500,000	22,500,000
家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は総面積の占める割合	70.00	80.00	100	100
取得対価の額に係る借入金等の年末残高	19,750,000	19,750,000	19,750,000	19,750,000
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高	19,750,000	19,750,000	19,750,000	19,750,000
特別増改築等の費用の額	19,750,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000
特定増改築等の費用の額	19,750,000	8,800,000	8,800,000	8,800,000
住宅借入金等特別控除額	197,500	197,500	197,500	197,500

私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高39,500,000円のうちの19,750,000円を負担することとしています。  
〇〇市△△町×-×-× 国税太郎  
勤務先 〇〇区〇〇×-×-× 〇〇株式会社

平成 25 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 24 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 25 年 10 月 15 日

〇〇税務署長 〇〇 〇〇 〇〇

国税 太郎 様

項	新築又は購入した家屋に係る事項	増改築等をした部分に係る事項
居住開始年月日	平成 24 年 7 月 24 日	居住開始年月日
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000	増改築等の費用の額
家屋又は土地等の総床面積又は総面積のうち居住用部分の床面積又は総面積の占める割合	70.00	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高
	70.00	80.00
	80.00	特定増改築等の費用の額
		住宅借入金等特別控除額
		200,000

(注 1) 証明事項の各欄は、平成 24 年分の申告に基づいて記載しています。なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。  
(注 2) この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

## 最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0057 大阪市中央区北久宝寺町1丁目7番9号 堺筋本町プラザビル 701		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3659
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

### ☆ スタッフ近況 ☆

長男の七五三のお参りに、宝塚市にある中山寺へ行ってきました。元気に動き回っている姿を見ると、ベビーカーに乗せて初参りで行った生後一か月の頃がとても懐かしく感じました。

祈祷中はお昼寝、終わったら石拾いに一生懸命でお参りそっこのけの長男でした。(塘)

